

「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>空乗第 181 号 平成 8 年 10 月 1 日                      空乗第 171 号 平成 10 年 8 月 20 日 (一部改正)                      空乗第 123 号 平成 11 年 7 月 26 日 (一部改正)                      空乗第 259 号 平成 12 年 12 月 1 日 (一部改正)                      国空乗第 53 号 平成 13 年 4 月 1 日 (一部改正)                      国空乗第 99 号 平成 19 年 5 月 24 日 (一部改正)                      国空乗第 263 号 平成 19 年 9 月 3 日 (一部改正)                      国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日 (一部改正)  <u>国空安政第 1986 号 令和 5 年 12 月 20 日 (一部改正)</u></p>	<p>空乗第 181 号 平成 8 年 10 月 1 日                      空乗第 171 号 平成 10 年 8 月 20 日 (一部改正)                      空乗第 123 号 平成 11 年 7 月 26 日 (一部改正)                      空乗第 259 号 平成 12 年 12 月 1 日 (一部改正)                      国空乗第 53 号 平成 13 年 4 月 1 日 (一部改正)                      国空乗第 99 号 平成 19 年 5 月 24 日 (一部改正)                      国空乗第 263 号 平成 19 年 9 月 3 日 (一部改正)                      国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日 (一部改正)</p>
<p>超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について  <u>航空局安全部安全政策課</u></p> <p>1. ～12. (略)                      13. <u>附 則 (空乗第181号 平成8年10月1日)</u> (略)                      14. <u>附 則 (空乗第171号 平成10年8月20日)</u> (略)                      15. <u>附 則 (空乗第123号 平成11年7月26日)</u> (略)                      16. <u>附 則 (空乗第259号 平成12年12月1日)</u> (略)                      17. <u>附 則 (国空乗第53号 平成13年4月1日)</u> (略)                      18. <u>附 則 (国空乗第99号 平成19年5月24日)</u> (略)                      19. <u>附 則 (国空乗第263号 平成19年9月3日)</u> (略)                      20. <u>附 則 (国空航第3037号 令和4年3月29日)</u> (略)                      21. <u>附 則 (国空安政第 1986 号 令和 5 年 12 月 20 日)</u>                      1) <u>施行日 この通達は、令和 5 年 12 月 22 日から適用する。</u></p>	<p>超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について</p> <p>1. ～12. (略)                      13. <u>附 則</u> (略)                      14. <u>附 則</u> (略)                      15. <u>附 則</u> (略)                      16. <u>附 則</u> (略)                      17. <u>附 則</u> (略)                      18. <u>附 則</u> (略)                      19. <u>附 則</u> (略)                      20. <u>附 則</u> (略)  <u>(新設)</u></p>
<p>別紙 1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別 添</p> <p style="text-align: center;">空域拡大に関する要件等</p>	<p>別紙 1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別 添</p> <p style="text-align: center;">空域拡大に関する要件等</p>

「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>空域拡大にあたっては、通達「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年3月 22 日、国空機第 1231 号)に規定された要件等に加え下記の要件を満足すること。</p> <p>また、原則として、空域拡大の許可にあたり実地検査を行うこととする。<u>ただし、デジタル技術等を用いて目視と同等以上に状態の把握を行える方法が確立できる場合に限り、当該方法により検査を行ってもよい。</u></p> <p>1. ～3. (略)</p>	<p>空域拡大にあたっては、通達「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年3月 22 日、国空機第 1231 号)に規定された要件等に加え下記の要件を満足すること。</p> <p>また、原則として、空域拡大の許可にあたり実地検査を行うこととする。</p> <p>1. ～3. (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">国空乗第 53 号 平成 13 年 4 月 1 日（制定） <u>国空安政第 1986 号 令和 5 年 12 月 20 日（最終改正）</u></p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課</p> <p>平成 8 年 10 月 1 日付け空乗第 181 号「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可手続き等について」（以下「通達」という。）の一部改正に伴う事務処理は以下の要領により行うものとする。</p> <p>1. 操縦指導者</p> <p>1) 操縦指導者の資格要件 （略）</p> <p>2) 資格要件の確認</p> <p>操縦指導者の資格要件の確認は、航空法第 28 条第 3 項に基づく許可申請を行う際（操縦指導者の変更等を含む。）に、それぞれの要件を満たす旨の書類の提出を求めることにより行うこととし、当該書類は操縦指導者が証したものでなければならない。</p> <p>ただし、操縦指導者の資格要件に適合していることが明らかであると認められる書類である場合にはこの限りではない。</p> <p>資格要件に疑義が生じた場合等については、航空法第 28 条第 3 項に基づく許可ができないこと又は当該申請を受け付けないことがあるため、申請者はこの点に関し、十分留意すること。</p> <p>なお、必要と認められる場合は実地調査により確認を行うものとする。<u>ただし、デジタル技術等を用いて目視と同等以上に状態の把握を行える方法が確立できる場合に限り、当該方法により調査を行ってもよい。</u></p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>3) 定期的を受講する講習について</p> <p>この処理要領 1. 1)「操縦指導者の資格要件」③に規定する定期的を受講する講習等については、遅くとも前回の講習等から 2 年以内に受講すること。<u>ただし、講習等はオンラインで受講してもよい。</u></p>	<p style="text-align: center;">超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">国空乗第 53 号 平成 13 年 4 月 1 日（制定） <u>国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日（最終改正）</u></p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課</p> <p>平成 8 年 10 月 1 日付け空乗第 181 号「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可手続き等について」（以下「通達」という。）の一部改正に伴う事務処理は以下の要領により行うものとする。</p> <p>1. 操縦指導者</p> <p>1) 操縦指導者の資格要件 （略）</p> <p>2) 資格要件の確認</p> <p>操縦指導者の資格要件の確認は、航空法第 28 条第 3 項に基づく許可申請を行う際（操縦指導者の変更等を含む。）に、それぞれの要件を満たす旨の書類の提出を求めることにより行うこととし、当該書類は操縦指導者が証したものでなければならない。</p> <p>ただし、操縦指導者の資格要件に適合していることが明らかであると認められる書類である場合にはこの限りではない。</p> <p>資格要件に疑義が生じた場合等については、航空法第 28 条第 3 項に基づく許可ができないこと又は当該申請を受け付けないことがあるため、申請者はこの点に関し、十分留意すること。</p> <p>なお、必要と認められる場合は実地調査により確認を行うものとする。</p> <p>（ア）・（イ） （略）</p> <p>3) 定期的を受講する講習について</p> <p>この処理要領 1. 1)「操縦指導者の資格要件」③に規定する定期的を受講する講習等については、遅くとも前回の講習等から 2 年以内に受講すること。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <p>また、“最新の知識等”については、下記に定める内容を含む講習等を受講した旨、現に操縦指導者である者が証した証明書等の提出を求めることにより確認するものとする。</p> <p>なお、当該講習の内容の適切性の確認のため、必要に応じ講習内容の提示を求めることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超軽量動力機又はジャイロプレーン等に係る最新の航空法規等</li> <li>・航空力学、航空気象、航法</li> <li>・超軽量動力機/ジャイロプレーン等全般（機体の取り扱い、構造、整備の基礎的知識に関すること。）</li> <li>・操縦指導者の業務（注：具体的には、(財)日本航空協会から発行の「超軽量動力機/ジャイロプレーン指導員規定」等を参照のこと。）</li> <li>・過去に発生した航空事故、故障等の概要</li> </ul> <p>4) 操縦指導者が行う技量判定 (略)</p> <p>2. 飛行許可申請書類</p> <p>1) 申請書類</p> <p>通達 9. 2) に定める許可審査に必要な書類（以下「9. 2) の書類」という。）の様式を以下のとおり定める。</p> <p>①通達 9. 2) ①に定める医師の診断書であって健康診断判定基準に適合している旨を明らかにしたもの。(様式 4)</p> <p>②9. 2) ②に定める操縦指導者が主催し又は責任者となって行う学科講習会を受講し、その学科試験に合格した旨を明らかにしたもの。<u>ただし、講習等はオンラインで受講してもよい。</u>(様式 5)</p> <p>③9. 2) ③に定める当該技量を習得していることを操縦指導者が証した旨を明らかにしたもの。(様式 6)</p> <p>④9. 2) ④に定める必要な書類の標準的な例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・機体一覧表</li> <li>・飛行場所一覧表</li> </ul>	<p style="text-align: center;">超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <p>また、“最新の知識等”については、下記に定める内容を含む講習等を受講した旨、現に操縦指導者である者が証した証明書等の提出を求めることにより確認するものとする。</p> <p>なお、当該講習の内容の適切性の確認のため、必要に応じ講習内容の提示を求めることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超軽量動力機又はジャイロプレーン等に係る最新の航空法規等</li> <li>・航空力学、航空気象、航法</li> <li>・超軽量動力機/ジャイロプレーン等全般（機体の取り扱い、構造、整備の基礎的知識に関すること。）</li> <li>・操縦指導者の業務（注：具体的には、(財)日本航空協会から発行の「超軽量動力機/ジャイロプレーン指導員規定」等を参照のこと。）</li> <li>・過去に発生した航空事故、故障等の概要</li> </ul> <p>4) 操縦指導者が行う技量判定 (略)</p> <p>2. 飛行許可申請書類</p> <p>1) 申請書類</p> <p>通達 9. 2) に定める許可審査に必要な書類（以下「9. 2) の書類」という。）の様式を以下のとおり定める。</p> <p>①通達 9. 2) ①に定める医師の診断書であって健康診断判定基準に適合している旨を明らかにしたもの。(様式 4)</p> <p>②9. 2) ②に定める操縦指導者が主催し又は責任者となって行う学科講習会を受講し、その学科試験に合格した旨を明らかにしたもの。(様式 5)</p> <p>③9. 2) ③に定める当該技量を習得していることを操縦指導者が証した旨を明らかにしたもの。(様式 6)</p> <p>④9. 2) ④に定める必要な書類の標準的な例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・機体一覧表</li> <li>・飛行場所一覧表</li> </ul>

改正後	改正前																																
<p>超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦者一覧表</li> <li>・離着陸（水）場及び場周空域を示した地図（1/25,000）</li> <li>・安全対策を含む安全規則（制定又は内容変更をした場合）</li> </ul> <p><b>ただし</b>、上記の様式は、必要な記入事項等の基本様式を示すものである ので、提出者において、必要に応じ、適宜、様式の変更等を行うことは差し支 えない。</p> <p>また、上記④に掲げる書類（申請書を除く。）については、特別の事情が ある場合を除くほか、通達 9. 3）ただし書の規定により、原本の提出の必 要がないと認めるものとする。</p> <p>2）（略）</p> <p>別紙 1 （略）</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;">技量判定のための確認事項</p> <p>1. 口述について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) 機体に関する事項</td> </tr> <tr> <td>①型式認定に ついて</td> <td>機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。</td> </tr> <tr> <td>②飛行許可に ついて</td> <td>航空法第 11 条第 1 項<b>ただし書</b>について理解していて、 有効な飛行許可書を保有していること。</td> </tr> <tr> <td>③～⑤</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) 操縦者に関する事項 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(3) 飛行場に関する事項</td> </tr> <tr> <td>①飛行許可に ついて</td> <td>航空法第 79 条<b>ただし書</b>について理解していて、有効な飛 行許可を保有していること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	判 定 基 準	(1) 機体に関する事項		①型式認定に ついて	機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。	②飛行許可に ついて	航空法第 11 条第 1 項 <b>ただし書</b> について理解していて、 有効な飛行許可書を保有していること。	③～⑤	(略)	(2) 操縦者に関する事項 (略)		(3) 飛行場に関する事項		①飛行許可に ついて	航空法第 79 条 <b>ただし書</b> について理解していて、有効な飛 行許可を保有していること。	<p>超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操縦者一覧表</li> <li>・離着陸（水）場及び場周空域を示した地図（1/25,000）</li> <li>・安全対策を含む安全規則（制定又は内容変更をした場合）</li> </ul> <p><b>但し</b>、上記の様式は、必要な記入事項等の基本様式を示すものである ので、提出者において、必要に応じ、適宜、様式の変更等を行うことは差し支 えない。</p> <p>また、上記④に掲げる書類（申請書を除く。）については、特別の事情が ある場合を除くほか、通達 9. 3）ただし書の規定により、原本の提出の必 要がないと認めるものとする。</p> <p>2）（略）</p> <p>別紙 1 （略）</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;">技量判定のための確認事項</p> <p>1. 口述について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1) 機体に関する事項</td> </tr> <tr> <td>①型式認定に ついて</td> <td>機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。</td> </tr> <tr> <td>②飛行許可に ついて</td> <td>航空法第 11 条第 1 項<b>但し書</b>について理解していて、有効 な飛行許可書を保有していること。</td> </tr> <tr> <td>③～⑤</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) 操縦者に関する事項 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(3) 飛行場に関する事項</td> </tr> <tr> <td>①飛行許可に ついて</td> <td>航空法第 79 条<b>但し書き</b>について理解していて、有効な 飛行許可を保有していること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	判 定 基 準	(1) 機体に関する事項		①型式認定に ついて	機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。	②飛行許可に ついて	航空法第 11 条第 1 項 <b>但し書</b> について理解していて、有効 な飛行許可書を保有していること。	③～⑤	(略)	(2) 操縦者に関する事項 (略)		(3) 飛行場に関する事項		①飛行許可に ついて	航空法第 79 条 <b>但し書き</b> について理解していて、有効な 飛行許可を保有していること。
項 目	判 定 基 準																																
(1) 機体に関する事項																																	
①型式認定に ついて	機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。																																
②飛行許可に ついて	航空法第 11 条第 1 項 <b>ただし書</b> について理解していて、 有効な飛行許可書を保有していること。																																
③～⑤	(略)																																
(2) 操縦者に関する事項 (略)																																	
(3) 飛行場に関する事項																																	
①飛行許可に ついて	航空法第 79 条 <b>ただし書</b> について理解していて、有効な飛 行許可を保有していること。																																
項 目	判 定 基 準																																
(1) 機体に関する事項																																	
①型式認定に ついて	機体の型式認定とその目的について理解し、超軽量動力 機又はジャイロプレーンの要件について説明できること。																																
②飛行許可に ついて	航空法第 11 条第 1 項 <b>但し書</b> について理解していて、有効 な飛行許可書を保有していること。																																
③～⑤	(略)																																
(2) 操縦者に関する事項 (略)																																	
(3) 飛行場に関する事項																																	
①飛行許可に ついて	航空法第 79 条 <b>但し書き</b> について理解していて、有効な 飛行許可を保有していること。																																

「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等に関する事務処理要領」一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領		超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項 の許可の手続き等に関する事務処理要領	
②飛行場につ いて	(略)	②飛行場につ いて	(略)
(4) 一般知識	(略)	(4) 一般知識	(略)
2・3 (略)		2・3 (略)	
様式 1～6 (略)		様式 1～6 (略)	

附 則（令和 5 年 1 2 月 2 0 日 国空安政第 1986 号）

この通達は、令和 5 年 1 2 月 2 2 日から施行する。